

【請求書への押印省略に関するQ & A】

質問	回答
押印省略できるようになるのはいつからですか？	令和8年4月1日以降に発行した請求書から適用となります。
全ての請求書で押印を省略することはできますか？	法令等で押印が義務付けがされている請求書については省略することができません。詳細は各担当課にお問い合わせください。
押印を省略できる場合の条件を教えてください。	本件責任者及び担当者の役職（所属）、氏名（フルネーム）、連絡先（電話番号）を記載することにより、押印を省略することができます。請求書の真正性を担保するため、担当課から連絡することがあります。（役職（所属）がない場合は記載不要です）。
本件責任者とはどういった者ですか？	当該請求書の発行にあたり、責任を有する方となります。（代表取締役・支店長など）
本件担当者とはどういった者ですか？	当該請求書の発行にあたり、事務を担当した方となります。
個人事業主等で「債権者」、「本件責任者」、「担当者」が全て同一人物の場合 はどの様に記載すればよいですか？	全て債権者と同一人物であっても、債権者とは別に「本件責任者」、「担当者」、「連絡先」の記載は必要となります。「本件責任者の役職・氏名・連絡先」を記載したうえで、「担当者」についても「同上」若しくは「本件責任者・担当者」などとし、責任者と担当者が同じであることがわかるよう記載してください。
「本件責任者」及び「担当者」の記載がない請求書について、手書きでの追記は有効となりますか？	有効です。ただし、鉛筆や消せる筆記用具による記載は不可となります。
携帯電話を連絡先として記載してもよいですか？	原則、固定電話の番号を記載してください。但し、固定電話がない場合は、本件責任者及び担当者との連絡の取れる携帯電話の連絡先を記載してください。また電話での対応が難しい場合は、電話番号に加えメールアドレス、FAX番号等を記載してください。
電子メール又はFAXでの提出は可能ですか。	可能です。電子メールにより提出する際は、PDF形式のファイルとしていただき、担当部署のアドレスに送信してください。FAXにより提出する際は、文字など鮮明に読みとれる請求書のみ可能とします。メール、FAXともに提出後は必ず市担当部署に受信確認を行ってください。
請求受領権等を委任する場合、委任状の押印は省略できますか？	委任状については、従来どおり押印が必要となります。
押印を省略した請求書を修正する場合、訂正印での修正は可能ですか？	押印を省略した請求書については、修正不可となりますので、お手数ですが再度作成の上、ご提出ください。
従来どおり、請求書に押印し郵送や持参してもよいですか？	押印した書類の提出を妨げるものではありませんので、その場合は従来通り、紙媒体で原本を提出してください。